

犯罪被害者等巡回相談

「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)に合わせた巡回相談を実施します。

家族や友人に
相談できない

加害者の弁護人から
示談について連絡が
来たけど、どうしよう。



泣き寝入りはしたく
ないけど、どうしたら
いいかわからない

事件のことを思い出
して眠れない

犯罪被害に遭われた方やそのご家族は、突然の出来事に戸惑い、どうしたらよいのか分からず不安な思いをされ、精神的ショックから誰にも話せず悩んでいる方もいると思います。

そんな悩みを抱えている方を支援するために、静岡犯罪被害者支援センターでは、静岡県警察、静岡県弁護士会、静岡県公認心理師会、行政等の関係機関と連携し、被害相談窓口を設け、被害者等からの様々な相談に応じています。

初めての場所、見えない相手に対して電話をかけることも勇気がいることだと思います。今回は、浜松市役所にご協力をいただき、面接相談窓口を開設します。被害に遭われ、お困りのことがございましたら、ぜひこの機会にご相談ください。

相談無料

日時:令和4年11月21日(月)

① 10:00～12:00 ・ ② 13:00～15:00

場所:浜松市役所 暮らしのセンター

(浜松市中区海老塚町 51-1)

申込み:事前予約制(〆切:11/18まで)

【相談対象事件】

殺人事件、傷害致死事件、暴行・傷害事件、性犯罪事件、
交通事故など身体に傷害を受けた事件・事故が対象

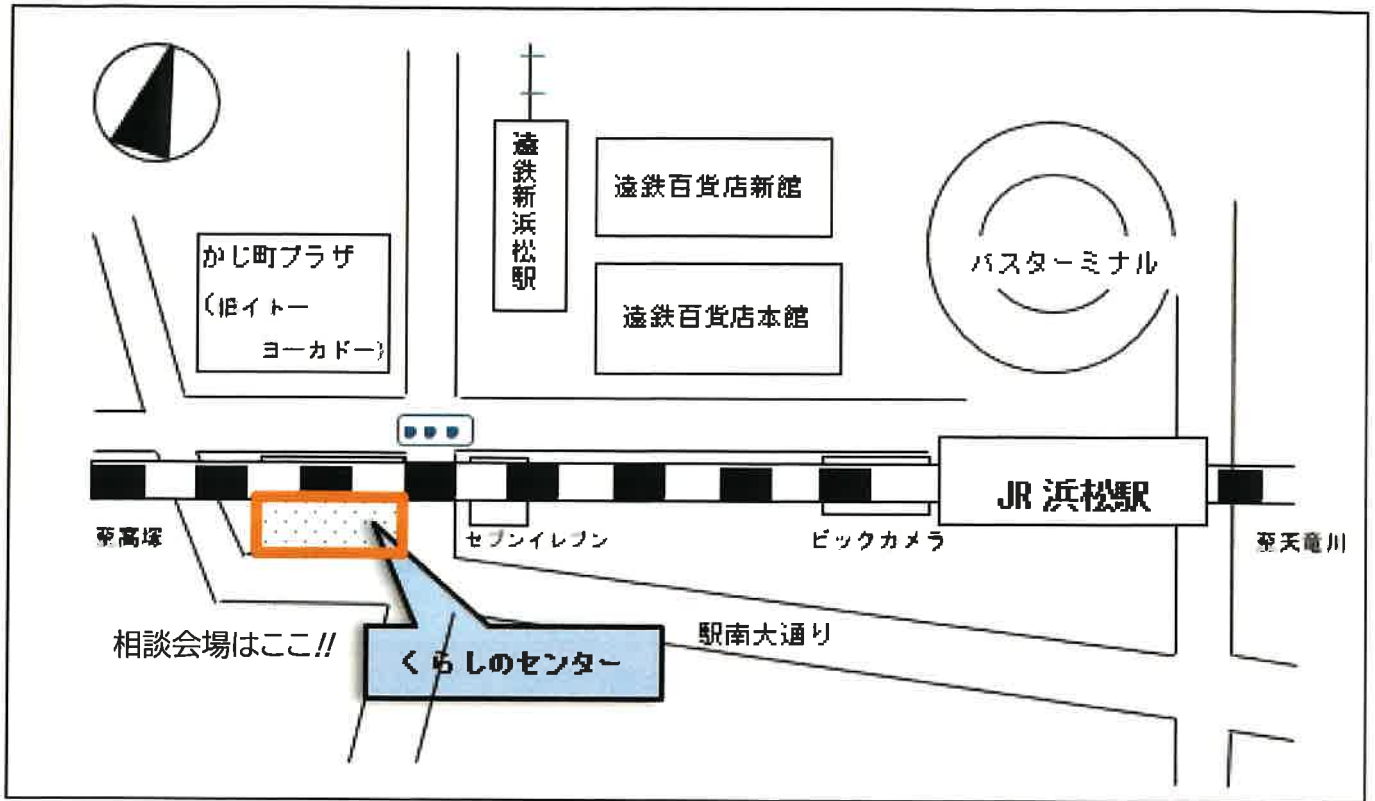


～申込・お問い合わせ～

認定 NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター事務局

TEL054-651-1021(平日 9時～16時)

【会場 MAP】



静岡犯罪被害者支援センター相談員が玄関付近でお待ちしております。

相談にお見えになりましたら、相談会場までご案内いたします。

11月25日～12月1日 犯罪被害者週間

「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間(11月25日から12月1日まで)が「犯罪被害者週間」と定められました。

「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。

静岡犯罪被害者支援センターでは、殺人事件や傷害事件、性犯罪事件、交通事故(死亡事故・重傷事故)の被害に遭われた方やそのご家族の相談を受け、必要に応じてカウンセリングや法律相談、更に裁判所・検察庁・警察署・病院等への付添支援を実施しています。ご自身やご家族が被害に遭われ、お困りのことがございましたら、まずは静岡犯罪被害者支援センターまでご相談ください。



電話相談

054-651-1011

月～金 10:00～16:00(土日・祝日・年末年始を除く)

面接・カウンセリング

電話相談の結果、必要に応じて臨床心理士によるカウンセリングを行います。



法律相談

法律相談を希望されたときは、静岡県弁護士会犯罪被害者支援対策委員会所属の弁護士が相談に応じます。

直接的支援

- 裁判所付添い
公判付添いや代理傍聴支援を行います。
- 検察庁付添い
担当検事との打合せや事情聴取を受けに行く際に付添います。
- 警察署付添い
事件の届出等に行く際に付添います。
- 病院付添い
治療や検査に行く際に付添います。



【お願い】

静岡犯罪被害者支援センターの活動は、県民の皆様からの賛助会費や寄付により支えられています。支援センターでは、被害者やご遺族の方が継続した支援が受けられるよう、活動資金援助をしていただける方を募っております。(個人会員 1口2,000円 法人会員 1口10,000円)ご協力をお願いいたします。

静岡県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」

静岡犯罪被害者支援センター